

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年一月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

<p>中井松伏線</p>	<p>路線名</p>
<p>吉川市大字上笹塚字苗間通一番一地先から 同市大字川藤字前新田三五六四番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和五年二月一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和三年一月八日付け 埼玉県越谷県土整備事務 務所長告示第一号で告示 した道路予定区域の 一部供用開始である。 延長四二・六〇メートル</p>	<p>備考</p>